

令和7年度第6回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 令和7年10月23日(木) 午前9時00分開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委員

北農委員長、入江副委員長、大谷委員、門脇委員、澤田委員、仲田委員、

所管部局

こども総本部こども施設課

(瀬尻こども総本部長、こども施設課職員)

都市整備部都市整備課

(伊達都市整備部長、本干尾都市整備課長、都市整備課職員)

経済部文化観光局文化振興課

(石田文化観光局長、文化振興課職員)

事務局

藤岡総務部長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

※米子市児童文化センターの指定管理者候補者選定基準・評定票の修正案について確認

第5回選定委員会で指摘があった事項について、修正内容をこども施設課が説明した。

- ・ 相対評価であることを踏まえ、自主事業計画書の内容に係る各項目について普通評価へと修正。特記事項について記載を削除した。
- ・ 管理実績の項目についても、相対評価を鑑み普通評価へと修正した。

修正後の指定管理者候補者選定基準・評定票について承認された。

[3 諮 問]

[4 議 事]

(1) 米子市都市公園(内浜区域)

①指定管理者候補者選定対象施設について

②指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)について

所管部局の都市整備課が、施設の概要及び指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)を説明した。

- ・ 原則として米子市都市公園(外浜区域)の指定管理者と同時になることはできない。
- ・ 優先交渉権について YONAGO パークオペレーション共同事業体を第一位、特定非営利活動法人 evergreen を第二位と選定した。

【主な意見・質疑等】

(委員) 令和4年度以降公園・緑地管理者の人数に変動がみられるが、経緯や妥当性を説明いただきたい。

- (所管課) 特定非営利活動法人 evergreen の B 型就労支援事業所利用者が多く携わるようになり人員数が増加したと聞いている。市は妥当な人数と判断している。
- (委員) B 型就労支援事業所のサービスの利用者が業務対応していた場合、職員の配置項目へ含めるのは不適切と思われる。事業者の中で受託した業務と就労支援事業が混同しているので、今後気を付けられたい。

③指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の審議

所管部局の都市整備課が、指定管理者候補者案の評定について内容を説明した。YONAGO パークオペレーション共同事業体について評価した点は次のとおり。

- ・都市公園等の利用促進に資する具体的かつ効果的な取組の提案。

特定非営利活動法人 evergreen について評価した点は次のとおり。

- ・都市公園の有効活用についての具体的かつ充実した提案。
- ・植栽管理業務に係る長期管理スケジュールや具体的な管理方法の提案。
- ・都市公園等の利用促進に資する具体的かつ効果的な取組の提案。

懸念点は以下のとおり。

- ・財政基盤。
- ・管理継続が困難になった場合に対処する方策。

【主な意見・質疑等】

- (委員) 特定非営利活動法人 evergreen 人件費の積算が、B 型作業所利用者を前提に計上してあるのであれば、経費節減面で有利になるのでは。
- (所管課) 管理者を減らし経費削減すると伺っている。人件費としての積算は妥当と考える。
- (委員) YONAGO パークオペレーション共同事業体の収支予算書について、比較的高額な光熱水費が一定だが問題ないのか。
- (所管課) 市の試算と大きな乖離はないため適切と判断。
- (委員) 都市公園等の利用促進の取組に対する評価の根拠は。
- (所管課) 利用促進に繋がるイベントの実施など、事業計画書全般を見て総合的に判断。
- (委員) 事業計画書の評価項目と重複するのではないか。独自に項目を設定した意図は。
- (所管課) 市全体のまちづくりビジョンの方針として、既存施設の利活用の促進があるため、賑わい創出に繋がる提案への加点項目として評定に追加した。
- (委員) 特定非営利活動法人 evergreen の経営状況の評価は妥当か。
- (所管課) 各財務指標との照合、法人へのヒアリングの結果等を踏まえ判断した。
- (委員) 特定非営利活動法人 evergreen について、事業計画書における利用者へのサービス向上策について評価しているが、職員体制を鑑みると実現可能か疑問が残る。
- (所管課) 提案自体への評価ではあるが、実現可能性についてはヒアリング及び指定管理業務の実績を踏まえている。
- (委員) 遊具の安全に関する規準である JPFA-SP-S (2024) について、外浜区域との管理水準の均一化のためにも市が適宜指導・推進されることを望む。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。

(2) 米子市美術館

当該施設の指定管理者候補者である一般財団法人米子市文化財団との利害関係のある者の発言が禁止とされた。

①指定管理者候補者選定対象施設について

②指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）について

所管部局の文化振興課が、施設の概要及び指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）を説明した。

・特定の法人（非公募）による選定。専門性の高さ与人材確保力、地域における代替不可能性を評価し指定管理者として選定するもの。

【主な意見・質疑等】

（委員） 外部評価として多くの課題が挙げられているが指定管理者へ共有しているか。

（所管課） 課題は共有しており、指定管理者も把握済。小中学生の利用機会拡大については教育委員会と調整中。美術館も無料鑑賞機会の拡充等を検討している。空き展示室については利用枠を見直し、一般利用への開放を検討する。その他の課題についても、引き続き指定管理者と協議し対応していく。

（委員） 特別展は自主事業ではないのか。

（所管課） 特別企画展、特別共催展は自主事業である。特別企画展は特に力を入れている企画展、特別共催展については企業と共同して大規模な展示を行う事業である。

（委員） 近年目ぼしい展示がない印象を受ける。

（所管課） 昨年度の特別共催展は歴代二位の入場者数。市の美術館として郷土の作家を発掘し広めるという役割もあり、一概に大きな展示ばかりは行えないが、企画については美術館と協議しつつ進めていく。

③指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の審議

所管部局の文化振興課が、指定管理者候補者案の評定について内容を説明した。

評価した点は以下のとおり。

- ・第2次米子市まちづくりビジョンの計画実現に向けた管理業務の基本方針の記載がある。
- ・令和8年度の休館期間中における出前講座の積極的な実施の提案。管理運営実績を活かした大型展示会の企画。

評定上は「普通」としているが内部的には評価しているとした。

【主な意見・質疑等】

（委員） 自主事業の目標人数について、市の要求水準の45,000人の根拠は。

（所管課） 企画毎に入場者数の変動が激しいため、直近年度ではなく、令和4年度から令和6年度の実績の平均値を参考とした。

（委員） 指定管理料が市の試算額と事業者の提案額が同一であるが、過去の指定管理料の実績や妥当性について補足してほしい。

（所管課） 予算超過の可能性が生じた場合でも、清掃・軽微な修繕等を自主対応し、他項目の節減で調整するなど、指定管理料の総額の範囲内で適正に執行してきたと認識している。

（委員） 過去、指定管理料が不足し、追加の指定管理料が発生したことはないのか。

（所管課） 今の時点ではないが、例外として、過去に電気代が急激に高騰した際には補正予算や補助金により対応した。

(3) 米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館、米子市埋蔵文化財センター、上淀白鳳の丘展示館

当該施設の指定管理者候補者である一般財団法人米子市文化財団との利害関係のある者の発言が禁止とされた。

①指定管理者候補者選定対象施設について

②指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）について

所管部局の文化振興課が、施設の概要及び指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）を説明した。

・特定の法人（非公募）による選定。専門性の高さ与人材確保力、地域における代替不可能性を評価し指定管理者として選定するもの。

【主な意見・質疑等】

特になし

③指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の審議

所管部局の文化振興課が、指定管理者候補者案の評定について内容を説明した。

評価した点は以下のとおり。

・市の文化財の節目に応じた企画や出張歴史教室など地域の歴史に精通した人材を活かした自主事業の提案。

評定上は「普通」としているが内部的には評価しているとした。

【主な意見・質疑等】

（委員） 人件費の収支予算が下がっている年度があるのはなぜか。

（所管課） 人件費は、職員区分ごとの平均給与額を元に算出している。該当年度は定年退職者及びそれに伴う新規採用見込みがあり、正規職員の平均給与額が低下するため、給与のベースアップを考慮しても総額では減額となった。

【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、市の評定どおり候補者案が承認された。

(4) 答申案の協議

審議結果に基づいて作成された答申書案について、異議なしと決定された。

なお、「米子市児童文化センター」については市が示した指定管理者候補者選定基準・評定票を一部修正する意見を述べ、それに基づき修正された選定基準・評定票を了承した。

また、「米子市営日野川堰運動公園及び米子市営湊山庭球場」についての指定管理候補者案（選定委員会答申）では、市の案を了承のうえ意見を述べることにした。

【意見】 業務継続困難時の事業計画等の継承について確認すること。

[5 答 申]

[6 その他]

[7 閉 会]